

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度 第1回 宍粟市子ども・子育て会議	
開 催 日 時	令和元年 8月 21日（水） 午後1時30分～	
開 催 場 所	市役所本庁舎 502 会議室	
議 長（会 長） 氏 名	新庄 康史	
委 員 氏 名	（出席者）植田朋子、岡崎広信、岡田尚樹、 小林喜美子、森脇典子、秋田順子、鳥居昭 子、石原あや子、八木寛子、新庄康史、山 本千津子、谷林由美、中川まゆみ	（欠席者） 赤羽勝己
事 務 局 名	健康福祉部 世良部長、大谷次長、橋本次長兼社会福祉課課長 健康福祉部社会福祉課 西嶋副課長兼係長、松村主査 健康福祉部保健福祉課 平尾課長、島澤副課長兼室長 教育部 中尾次長兼子ども未来課課長 教育部子ども未来課 福元副課長、岡内副課長兼係長	
傍 聴 人 数	無し	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び報告事項） ① 開会 ② 会議資料・委員構成について ③ 第1期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の取組状況の報告につ いて ④ 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート 結果等の報告について ⑤ 今後の計画策定スケジュールについて ⑥ 幼児教育・保育の無償化について ⑦ 閉会	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	資料1 宍粟市子ども・子育て会議委員名簿 資料2 第1期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の取組状況 資料3 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた アンケート結果等 資料4 今後の計画策定スケジュール 資料5 幼児教育・保育の無償化	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ 《健康福祉部長あいさつ》</p> <p>3. 会議資料・委員構成について 本会議の所掌事務は、宍粟市子ども・子育て会議条例第2条第4項により、市長の諮問に応じて、「子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること」となっている。また、会議の議事録については、ホームページにて公開することを了承願う。</p> <p>《委員紹介》 (資料1) P1</p> <p>本日は全委員14名中13名の出席となり、宍粟市子ども・子育て会議条例第6条第2項による定足数を満たしていることを報告する。 なお、傍聴希望者はいない。 本会議の会長選出については、宍粟市子ども子育て会議条例第5条第1項において「会議に会長及び副会長を置く。」こと、同第5条第2項において「会長及び副会長は互選によって定める。」こととされている。以前より会長は新庄委員、副会長は山本千津子委員が就任しており、任期継続中のため引き続きお願いしたい。このことに関して意見はあるか。ないようなら拍手で承認をお願いしたい。</p> <p>《意見等なし》</p> <p>これより新庄会長に進行をお願いする。</p>
議長	<p>《会長挨拶》 委員の皆様の真摯な議論で、この会の目的が達成できるようにご協力いただきたい。</p>
事務局	<p>議題の前に、子ども・子育て支援事業計画の説明をする。 (宍粟市子ども・子育て支援事業計画 H30年3月中間見直し後) 本計画は平成27年3月に策定している。策定にあたり当時の委員に協力、議論いただいた。</p> <p>1ページに本計画策定時の背景と趣旨を掲載している。平成25年1月に「しそくこども指針」を策定し、その中で乳幼児期の教育・保育と、就学前に育てたい子どもの像を示している。さらに市における少子化の背景を掲載している。国の動きとして、平成24年2月に社会保障・税一体改革大綱が閣議決定され、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立された。その中で「①</p>

	<p>質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」を総合的に推進していくことを法律の中で定めている。この法律で定まっていることを事業計画化し、数値等により必要な量や求められている量はどれくらいか、その達成のために宍粟市は5年間どのように計画・実施していくのかを定めたのが、「子ども・子育て支援事業計画」である。</p> <p>2ページには、本計画が宍粟市の様々な計画の中でどのような立ち位置にあるか、宍粟市総合計画にどのように組み込まれているのかを掲載している。また、子ども・子育て支援法第61条に全国の自治体において本計画を立てるように謳ってあることも示している。計画の期間として平成27年度～令和元年の5カ年計画となる。計画の最終年度である令和元年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行うことになっている。5年間の計画期間中であっても様々な状況変化により見直しの必要が生じた際には適宜見直しを行う。そのため平成30年3月には中間見直しを行い、令和元年度の最終年度を迎えている。今年度においては5年間の事業の評価や、令和2年度からの2期計画の策定準備をしていくことになる。</p> <p>3ページ～21ページには、1期計画策定時の就学前児童または就学児の保護者を選んだアンケートによる結果を掲載している。22ページに1期計画策定時の現状や課題のまとめ・方向性を整理し、23ページから1期計画の理念や施策の体系を掲載している。</p> <p>この後の議題(1)の取り組み状況報告の内容については、27ページ～36ページに掲載のものになる。</p> <p>4. 議題 (1) 第1期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の取組状況の報告について (資料2) P2～P9</p> <p>それでは、4. 議題(1) 第1期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の取組状況の報告について、事務局よりそれぞれ説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>【こども未来課】 ①教育・保育事業 保育所・幼稚園・こども園に通う児童の数を推計することで、待機児童が出ない等の安定した園運営ができるように計画的に管理していく。表の見方は、平成27年度～令和元年度の5年間が1期計画として設定されているが、平成27年度～30年度の4年間の振り返りの数値及び現状を報告する。</p> <p>■教育事業(1号認定) 幼稚園またはこども園で幼児教育を受ける児童のニーズを示している。平成27年度利用見込347人に対して利用実績は308人というところからスタートしており、令和元年度利用見込270人に対して、現状では幼稚園8園で176人、こども園4園で49人の計225人の利用実績となっている。平成27年度の計画</p>
--	---

の策定時には4歳5歳の2年保育であったために、3歳児の受け入れ体制を課題として本計画はスタートした。3歳児の受け入れに関しては、27年度に波賀幼稚園とちくさ杉の子こども園の開園、28年度にみのりこども園の開園、30年度に三方幼稚園、31年度に戸原こども園・一宮北こども園・神戸幼稚園で3歳児の受け入れを開始した。対象となる3歳～5歳児は少子化により年々減少しているが、今年度10月の幼児教育保育の無償化を控え、保護者のニーズは幼稚園の短時間保育より保育所やこども園の長時間保育を望む現状がある。次期計画の策定においてはニーズの変化を的確に把握し、計画に反映することで、更なる施設の整備に努めたい。

■保育事業（2号認定）

保育所またはこども園に入所している、保育を必要とする3歳～5歳児の状況である。平成27年度利用実績は531人、令和元年8月時点で在籍児は509人であり、単純に比較すると22人の減である。市全体における3歳～5歳児の人数は27年度が913人、令和元年度が764人であり、この4年で対象児童数は149人減少しているが、在籍率に換算すると、平成27年度は対象児童の内58.2%が保育を必要とする児童であったが、令和元年度66.6%に増加している。このことから少子化で対象児童数は減少しているが、保育を必要とする児童は増加している現状が分かる。次期計画策定においては、さらに少子化が進み、3歳～5歳児数が減少することを見込んでいるが、幼稚園から保育所へニーズが移ることが考えられるので、その必要数を見極めながら計画の策定をしていく。

■保育事業（3号認定（0歳児））

少子化の影響を読むためには、出生数に基づいて管理していく必要がある。国では0歳～2歳児の3学年をまとめて3号認定と位置付けているが、本計画では0歳児と1・2歳児に分けて管理している。保育所・こども園に入所している0歳児については、宍粟市では乳児保育は概ね生後6か月以上の児童を受け入れする前提として事業を推進している。さらに公立保育所・こども園では概ね1歳以上を基準に受け入れている。平成29年度の出生数は196人であり、その内平成30年度に保育所またはこども園に入所した児童は、現在88人である。少子化が進む中で対象児童数は減少しているが、保育を必要とする児童は低年齢化が進んでおり、特に0歳児の利用数が年々増加している。0歳児の受け入れについては、児童3人に対して保育士1人の配置が必要であり、次期計画の策定にあたっては少子化の現状を踏まえながら適切な量の見込みを策定し、保育士の確保と併せて環境の整備に取り組むことが、子どもを産み育てやすい環境の支援に繋がっていくと考える。

■保育事業（3号認定（1・2歳児））

計画策定時には、平成26年度までの入所児童数を基に保育を必要とする児童数を見込んで計画を策定している。平成30年度の利用見込みが291人に対して利用実績が323人であり、少子化により対象児童数は減少しているが、保育を必要としている児童数は増加していることが分かる。次期計画ではこのニーズの変化を分析し、適格に捉え、次期の計画に反映していく。

②地域子ども・子育て支援事業

■時間外保育事業（延長保育事業）

保育所・こども園で通常の保育時間を延長して行う保育事業である。平成 27 年度子ども・子育て支援事業が開始した際に 11 時間保育を標準とすると定められた。公立保育所では午前 7 時半から午後 6 時半を標準の保育時間と定めており、この 6 時半を超えて行う保育が延長保育となる。この事業は私立保育所 8 園と私立こども園 2 園で実施していたが、平成 31 年 4 月に開設した公立こども園 2 園でも事業を開始している。利用数は概ね計画通り推移しているが、課題として公立私立共通して保育士の確保が難しいことがある。次期計画では公立私立を問わず市内の幼児教育保育施設で保育士が働きやすい環境の整備に努めていく。

■放課後児童健全育成事業（学童保育所）

平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の学童保育所の動きとして、平成 30 年 4 月に河東学童保育所が開設されて 20 人の定員増、同年月にくりのみ学童保育所が開設されて 15 人の定員増、同年 7 月に城下学童保育所が開設されて 30 人の定員増、平成 31 年 4 月に戸原学童保育所が開設されて 20 人の定員増となっており、合わせて 85 人の定員増となっている。利用実績として、少子化により対象児童数が年々減少する中で、入所児童数はほぼ横ばいである。

課題として高学年の児童の受け入れがある。定員の関係で 1 学年～3 学年の児童の受け入れを優先しているため、学校によっては高学年の受け入れができていない。

運営面として、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援法が施行され、放課後児童支援員といった資格が創設され、職員の研修を通して保育の質の向上に取り組んでいる。また、一部の保護者から、午前 8 時からの開所では仕事に間に合わない、午後 6 時の閉所では迎えに間に合わないといった保育時間の延長の要望がある。しかし、教育委員会としては、夜遅くまで開所すると児童の帰宅時間が遅くなり寝るのが遅くなるといった不規則な生活となり、教育委員会が推奨している早寝早起きの定着といったものと逆行してしまう。保護者の視点に立てば子育て支援のための保育時間の延長が必要であるが、子ども視点に立てば子どもの育成支援が必要である。教育委員会としては、この 2 つの視点でバランスを保ちながら保育を行っていく必要がある。また、通常の学期内では放課後の 3 時から 6 時までの 3 時間保育であるが、夏休み期間中または土曜日では午前 8 時から午後 6 時までの 10 時間保育であるため、1 日の保育時間中のどこかで職員が交代する必要がある。こういった不規則な勤務形態に柔軟に対応できる職員の確保が大きな課題となっており、そういった中で保育時間の延長はなかなか難しいという現状である。こういった現状を踏まえながら、次期計画の中ではしっかりと運営できるように正しい管理をしていく。

■一時預かり事業

（幼稚園在園児対象（預かり保育））

市内の幼稚園 3 園と、こども園 4 園で実施している。本来 1 日保育のニーズについては 2 号認定により保育所やこども園のニーズとして考えているが、この事業では幼稚園に通う 1 号認定の児童の多様な保育ニーズに応える仕組みとして整備をしている。幼稚園児を対象とした預かり保育の実施としては、保

事務局	<p>育室と職員の確保に課題がある。特に現在未開設となっている幼稚園では、園児数が減少しており、1クラス数名といった園ではなかなか新しい預かりを始めるとするのは難しい。幼保一元化によるこども園の整備により当ニーズの解消に努める方向で取り組んでいる。次期計画で多様な子育てニーズに対応できる園の整備をしていく。</p> <p>(その他の一時預かり)</p> <p>幼稚園・保育所・こども園に在籍していない在宅の児童の一時預かりの事業である。市内の保育所5所とこども園4園で実施している。少子化により就学前の児童数は減少している中で、保育ニーズの高まりから幼稚園・保育所・こども園の在籍児童数は増加している。その結果、計画値を計画期間中に大幅に下方修正している。その結果、在宅で過ごす乳幼児が年々減少していたため1期計画の策定時には一定の必要量として利用量を見込んでいたが、実績が下回る結果となったので、次期計画策定時にはこういった計画期間中の修正が起こらないようにニーズの変化を的確に把握し、計画値に反映する必要がある。</p> <p>【保健福祉課】</p> <p>②地域子ども・子育て支援事業</p> <p>■利用者支援事業</p> <p>地域の子育て支援情報等の提供、支援が必要な児童・家庭がある際に保健師が調整等する事業である。基本型と母子保健型の2つを開設しているため、平成30年度の実績が2件となっている。妊娠期から子育て期まで包括的に切れ目なく支援をしている。</p> <p>■子育て短期支援事業</p> <p>保護者が病気等により一時的に家庭での保育が困難になった際に、児童を近隣の児童養護施設で短期間預かる事業である。平成30年度の利用実績の5人というのは1名が5日間の利用をしたということである。いつでも必要な際に、乳児期からある程度年齢の大きい児童まで利用できるように、姫路市や光都にある施設といった数か所の施設と契約し、いつでも対応できるように体制を整えている。</p> <p>■乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>保健師が訪問し、発育状況や母からの相談等の聞き取りを行っている。出生のあった全家庭に連絡し訪問するように計画しているが、出生数の減少と共に利用実績も減少している。里帰り出産すれば里帰り先に依頼をし、どこかでは必ず保健師が訪問するといった体制をとっている。</p> <p>■養育支援訪問事業</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業に加えて必要に応じて複数回訪問するといったものであるが、利用実績はない。</p> <p>■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）</p> <p>旧町単位（山崎町・一宮町・波賀町・千種町）の4か所に子育て支援センタ</p>
-----	--

	<p>一を配置しており、子育て支援専門員が主に在宅の親子対象に事業を行っている。各センターの特色を出しながら取り組んでいる。平成 29 年度から平成 30 年度にかけて利用実績が大幅に減少しているように見えるが、これは国で実績の出し方が変更となり、今まで親 1 人・子 1 人と計算していたが、平成 30 年度から親子で 1 組といった計算になったためであり、平成 29 年度と平成 30 年度では実質的に利用実績には特に変化はない。</p> <p>■妊婦健康診査事業</p> <p>妊娠届が提出され母子健康手帳が交付される際に妊婦健診の助成券を発行している。妊娠期間中 14 回・93,000 円を上限として妊婦健診の費用を助成している。兵庫県内の病院で助成券を利用できるようになっており、費用負担が少なく健診を受けてもらえる。兵庫県外の病院で出産したり受診したりしたものは償還払で対応している。平成 30 年度の利用人数は 307 人で利用実績は 2,314 回である。</p>
事務局	<p>【社会福祉課】</p> <p>②地域子ども・子育て支援事業</p> <p>■病児・病後児保育事業</p> <p>平成 27 年度から開設なしであったが、令和元年度の開設を予定している。場所は宍粟総合病院の南側にある旧総合病院医師官舎であり、現在改装中である。利用定員 3 人としており、これは看護師 1 人保育士 1 人体制では 3 人の利用が上限といった国の決まりとなっているためである。近隣の先行市町においても 3 人である。</p> <p>■ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）</p> <p>平成 28 年度以降利用実績が大幅に増加しているが、これは平成 28 年度から延べ利用人数で実績をあげているためである。平成 30 年度以降は中間見直しにより量の見込みも延べ人数での計画値とすることとしている。</p> <p>(2)「健やかな子どもをはぐくむ環境づくり」の取り組み状況 P 8～P 9</p>
事務局	<p>第 1 期計画において主に教育委員会の取り組みとして計画中に再掲している。主に、</p> <p>①保幼小連携・小中一貫教育の推進</p> <p>②就学前教育・保育の環境整備</p> <p>③放課後子ども総合プランの推進</p> <p>④特別な配慮が必要な子どもへの支援</p> <p>といった、それぞれの事業を進めている。特に数値等の報告の対象ではなく、量による監督は不要なため、概ね順調に取り組んでいることを報告する。</p> <p>続いて議題番号は変わるが、議題（1）と（2）は関係しているので、（2）</p>

	<p>の報告をさせていただいた後、議題（１）（２）の質問を受け付ける流れできたい。</p>
事務局	<p>（２）第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート結果等の報告について（資料３）別冊</p> <p>議題（２）については、宍粟市とコンサルタント契約を結んでいるジャパンインターナショナル総合研究所（以下、ジャパン総研）より説明させていただく。</p>
ジャパン総研	<p>平成 31 年 2 月に就学前または小学生児童のいる家庭対象に調査させていただいた。その結果の概略を報告する。</p> <p>【１． 調査の概要】 P 2</p> <p>2 の調査概要の調査方法について 1 点訂正がある。「住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を無作為抽出」となっているが、正しくは「住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯」である。</p> <p>対象児童がいる全世帯に調査票を郵送配布したが、対象児童が複数名いる場合は一番年齢の低い児童宛に配布している。回収率は就学前児童で 46.3%、小学生児童で 48.6% となり、5 年前実施のものから約 2・3% ずつ増加している。</p> <p>【２． 調査結果】 P 4～P 59</p> <p>■ 1 ご家族の構成や保護者の状況について P 4～P 8</p> <p>（５）調査票の回答者の配偶関係の有無</p> <p>就学前児童では約 9 割に配偶者がおり、小学生児童では約 8.5 割に配偶者がいる。「配偶者はいない」というところに注目すると、小学校児童で約 1 割が「配偶者はいない」との回答であり、これは全国と比較して高い割合である。そのため、宍粟市ではひとり親家庭への支援が重要となってくる。</p> <p>（６）子育てを主に行っている方 P 7</p> <p>「父母ともに」の回答が就学前児童で約 5 割、小学生児童で約 6 割であり、前回調査と比較してどちらの児童も 5% 増えている。このことから父母がともに子育てをすることが習慣になっている世帯が増えてきていることが分かる。一方で、依然として「主に母親」との回答も一定数いるので、ワークライフバランスを進めていくことが必要である。</p> <p>（７）子育てに日常的に関わっている方（施設） P 8</p> <p>「父母ともに」がどちらの児童も 6 割強、就学前児童では「祖父母」「保育所」ともに 4 割である。</p>

■ 2 お子さんの生活環境について P9～12

(1) 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無 P 9

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の回答が多くあがっているが、親族や友人にみてもらえる割合が前回の調査と比較して全体的に減少している。さらに「いずれもない」が微増している。このことから隣近所との繋がりが希薄化していることが分かる。そのため、周囲との繋がりが薄い家庭を支援していくことが重要である。

(2) 子育てや教育について、相談相手や相談できる人や場所の有無 P 12

相談相手や場所が「いる/ある」との回答は、就学前児童で 84.6%、小学生児童で 87.2%となっている。前回調査より就学前児童では約 10%の減、小学生児童では約 1%の減である。特に就学前児童が大幅減しており、繋がりの希薄化が背景としてあると考えられる。こういったことから不安を抱える人が増えてきていることが分かり、相談窓口や相談できる体制づくりが重要である。

(2) - 1 気軽に相談できる先 P 12

「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が大きい。さらに、就学前児童では「保育士」もあがっている。

■ 3 保護者の就労状況について P 13～P 19

(1) 保護者の就労状況 P 13

母親について、「フルタイム就労で、産休育休介護休業中でない」が就学前児童で約 3 割、小学生児童で約 4 割である。前回調査と比較すると「フルタイム」または「パート・アルバイト」で就労している割合は、就学前児童で合わせて 12%増えており、小学生児童ではほとんど横ばいである。就学前児童でいうと働いている人が増加しているため、今後保育ニーズが増加していくことが考えられる。

■ 4 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前児童）
P 20～P 25

(1) 現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無 P 20

「利用している」が約 6 割、「利用していない」が約 3 割である。

(1) - 1 平日に利用している教育・保育事業 P 20

「幼稚園」が 13.6%、「認可保育所」が 65.5%、「認定こども園」が 15.4%であり、前回調査と比較して「幼稚園」が約 10%の減、「認定こども園」が約 15%増である。認定こども園の数が増えたことにより、「認定こども園」の割合が増え、「幼稚園」の割合が減ったと考えられる。

(2) 今後、平日に教育・保育事業として、定期的に利用したいと思う事業
P24～P25

この項目は第1希望、第2希望、無償化した場合（調査時点では未確定であった）の3段階での回答となっている。第1希望については、「認可保育所」を希望する割合が高い。第2希望については、0歳～3歳は「認可保育所」、4歳・5歳は「認定こども園」の割合が高い。幼児教育・保育が無償化した場合については、全年齢で「認可保育所」の割合が高くなっており、保育のニーズが高いことが考えられる。

■ 5 地域の子育て支援事業の利用状況について P26～P30

(3) 地域子育て支援拠点事業の認知度・利用意向 P28～30

①認知度

ほとんどの事業が7割前後であるが、「青少年育成センター」についてはどちらの児童も認知度が低い。

②利用度

「育児子育て教室」および「子育て支援センター」の利用度がどちらの児童でも高い。一方、「青少年育成センター」及び「ファミリーサポートセンター」の利用度が低い。

③利用意向（今後利用したい）

「育児子育て教室」「子育て支援センター」「保育所や幼稚園の園庭解放」「子育てガイドブック」が4割超で高くなっている。

■ 7 放課後の過ごし方について（小学生児童） P34～P38

(1) 現在の、放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方 P34

「自宅」が8割で最も高く、以降「習い事」「学童」「祖父母宅や友人・知人宅」と続く。前回調査から「自宅」は20%、「習い事」は15%上がっているが、一方で「学童保育所」が約8%下がっている。「学童保育所」が、小学生児童では割合が低くなっているが、就学前児童ではニーズが高くなっている。

■ 8 病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）
P39～P43

(1) この1年間に、子どもが病気や怪我で通常の事業が利用できなかった（学校に行けなかった）ことの有無 P39

就学前児童では77.4%が「あった」、小学生児童は67.7%が「あった」の回答であり、前回調査からどちらの児童も5%前後増えている。

(1) - 2 「できれば、病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか P42

「できれば利用したい」の回答が就学前児童は4割で前回から4%減少し、小学生児童は2割で前回から6%増加している。

	<p>■ 10 小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前児童） P50～P52</p> <p>（1）小学校に入学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うか P50</p> <p>低学年では「自宅」が50.2%、「習い事」が37.5%、「学童保育所」が53.5%であり、前回調査と比較して「学童保育所」のが約10%増加している。高学年では「自宅」が61.2%、「習い事」が50%、「学童保育所」が28.3%であり、前回調査と比較して「学童保育所」が約3.3%増加している。就学前児童の保護者は学童保育所の利用ニーズが高いことが分かる。</p> <p>■ 12 子育て全般について P59</p> <p>（1）地域における子育て環境や、支援への満足度 P59</p> <p>満足度を1～5で回答し、一番低くて「1」、一番高くて「5」である。就学前児童・小学生児童ともに「3」が多く、以降「2」「4」「1」と続く。前回調査と比較して大きな変化はないが、就学前児童では「2」と「3」の回答が多く、小学生児童では「4」と「5」が多い。</p>
議長	議題（1）（2）合わせて、質問等があればお願いしたい。
委員	報告書から認定こども園のニーズが上がっていることが分かるが、一時預かりはこども園でも行っているのか。
事務局	認定こども園でも一時預かりは行います。保育所の開所時間内で事業を実施している。
委員	その分は無償化の対象であるのか。
事務局	無償化については、幼稚園・保育所・こども園に在籍しない在宅児童の一時預かりは無償化の対象である。ただし、条件が保育の必要性の認定なので働いていない家庭の一時預かりは無償化対象外である。
委員	<p>乳児家庭全戸訪問事業について、全戸訪問となっているが、見込みと利用実績の数値が大きく違うのはなぜか。</p> <p>調査票の回収率が前回より2・3%上がっているものの低いので、協力できるなら保育施設等を通して保護者に回答を依頼出来たと思われる。半分の意見しか反映されていないのは好ましくないのではないか。</p> <p>この5年間で学童保育所が多く開設したのでその分の利用実績が上がっているのは良いが、今後もっと事業を充実させようと思えば支援員や保育士の確保がこれからも難しくなってくるので、そこが課題だと考える。</p>
事務局	乳児家庭全戸訪問事業について、見込みは出生数の見込みによる算出であ

	<p>り、実際に平成 30 年度出生数は 196 人であったことからの利用実績数である。出生数の見込みの出し方について今後検討が必要である。</p>
事務局	<p>調査票の回収率について、約 50%弱であるが、全国的に同じくらいの数値である。関係機関の協力については、統計学上のことも踏まえながら今後検討していく。</p>
委員	<p>調査票については、対象児童の保護者である自身の子どもに回答するように言ったが、関心なさそうであった。回答項目が多いので、来てすぐには取り掛かりにくいのではないかと。</p>
事務局	<p>調査内容が堅苦しいため市民にとって筆が進みにくいと考えるので、行政として検討が必要であると考えます。</p>
事務局	<p>似たような調査が同時期に 2・3 回届いたので、時期を少しずらす等考えていただければ。</p>
委員	<p>学童保育所の件について、学童の現在開所時間は午前 8 時～午後 6 時ということだが、その件について保護者からの相談があった。姉が卒園して現在小学生であるが、学童保育所が午前 8 時からしか開所されないため、夏休みは大阪に住む祖母に預けないといけない。ひとり親家庭であるので、このままの状態であれば妹が卒園する際には宍粟市から転出して住所を移さないといけない。そのため、もう少し早く学童を開所してほしいと要望はしているが、実現していない。保育所と学童保育所の開所時間はずれているので同時間帯に開所してほしい。そうすれば、同じ時間帯で勤務できる。この開所時間のずれによって保護者が正規職員として働けない理由になってしまっているのではないかと。本来は保育園を卒園しても安心して働ける地域が理想である。</p>
事務局	<p>夏休み期間は朝から夕までの 1 日勤務だが、2 学期が始まると放課後以降の 3 時間勤務になるため、フルタイムで働ける雇用形態がとれず、時間雇用で職員を確保している。こういった不規則な勤務形態のため、時間の延長をするためには多くの人々の採用が必要となる。慢性的に人手不足で、ハローワークで求人募集してもなかなか人が見つからない状況である。フルタイムで常勤ならある程度の賃金は出せるが、8 月はフルタイムで働いて月給に近い賃金が払われるが 9 月以降は 1 日 3 時間の勤務となり賃金が半分以下になる。このような変化に柔軟に対応してもらうには、半分ボランティアのような精神がないとなかなか勤務が難しい。就職していただいても、途中で生計を立てるほどの賃金が得られなくなるため離職率が高い。このように非常に不安定な中で園の運営をしている状態である。開所時間については引き続き検討していく必要があるが、現状では人の確保が最優先である。人がそろわないことには学童保育所そのものの運営が成り立たないので、保育時間の延長も人の確保ができて初めて可能になる。</p>

委員	調査でもひとり親の家庭の比率が大きいので、実情は理解できるが今後時間延長について尽力していただいたら。
議長	近隣市町の状況はどうか。
事務局	本日の新聞に記事が出ており、午前7時半から開設の市町が県内8市町、宍粟市と同じく午前8時から開設の市町が県内17市町、神戸市・尼崎市・芦屋市は午前9時から開設している。相生市・丹波市・南あわじ市・たつの市・上郡町・佐用町は夏休み中の土曜日は閉所している。どこの市町でもなかなか人材の確保が難しい現状である。
議長	他に質問等あればお願いしたい。
委員	児童の声をどう反映していけば良いのか。保護者が働くのは大切だが、その反面、児童の権利的なものが歪んできているのではないか。保護者の就労と児童の精神との折り合いを見つけていく必要がある。児童の精神的負担が大きくなるということは、手のかかる児童が増えるということになる。朝早くから夕方まで施設の中で過ごすのが必要な場合もあるが、小学校1年生～3年生の児童は父母・祖父母との触れ合いの中で育っていくことも大切ではないか。延長保育でどんどん預かっていくのは良いが、児童にとってそれが本当に良いことなのか。働く保護者の支援は必要であるが、現実として母性愛的なものがどこか不足している部分も近年感じている。その部分を子育て会議でどう解決していくのが良いか、母性愛的なものを保護者に理解していただくといったような場も踏まえて、児童にとって大切な親子の関わりの部分を考えていただきたい。
議長	難しい問題であるが、ケース会議にまで至ってしまえば行政のサポートが入るが、そこに至る前のサポートができないか。どんなサポート体制がとれるのか。児童の貧困だけでなく精神性の問題にも目を向ける必要がある。
事務局	子どもを増やしていこうという地域創生の中で子育て支援の話が出てくる。子育てしやすい市を作っていくというと、行政としては金銭面・時間面で支援できないかと考えがちだが、意見があったように精神面の支援といった行政として欠けている部分を指摘していただいた。究極ケース対応となってしまうと最終的な支援となってしまう。ケースに至る前の通常の生活の中で子どもが健やかに育っていくための行政による支援が必要だという指摘であると思う。その支援方法について議論していただき、今後5年間の宍粟市の進むべき子育ての道を考えるのが本計画である。今の意見を含めて行政として受けとめて本計画に盛り込み、この場だけでなく宍粟市総合計画・宍粟市総合戦略につなげていく。

事務局	<p>(3) 今後の計画策定スケジュールについて(資料4) P10</p> <p>本日の会議にて平成30年度までの事業及び調査結果の確認をしていただいたので、9月下旬の会議にて第2期計画策定に向けて計画の骨子・考え方・方向性について審議いただく。10月に計画の肉付けをし、委員にご意見をいただきながら計画の文章や中身の整備をし、11月末までに計画の原案について審議いただく。その後12月下旬～1月20日頃にパブリックコメントにて市民に意見をいただくが、ここでは計画のほぼ予定案を示し意見について市民個々に回答し、計画への反映の可否について審議のうえ最終的に発行する。11月までに後4回の会議の開催を予定しているが、今後の進行によって3回になる可能性がある。流れとしては、11月末または12月初めに計画の原案の作成、12月下旬～1月中旬にパブリックコメントを実施、2月に最終の確認、となる。会議のない12月～1月の空白の期間では、宍粟市議会への報告及び議員への意見聞き取りが予定されている。令和元年度では会議が計5回または4回開催されることとなり、本冊子の作成及び第2期計画の完成を予定している。当会議では本計画の策定の他、子どもに関係することについて意見交換する場となっているので、本日の会議では計画のことに他に幼児教育保育の無償化についても報告させていただく。</p>
議長	<p>本会議は例年2回開催のところだが、計画策定期間のため令和元年度は5回または4回開催となるので委員には出席をお願いしたい。</p> <p>このことに関して、質問等あればお願いしたい。</p>
議長	<p>以上で、議題は全て終了する</p>
事務局	<p>5. 報告事項</p> <p>(1) 幼児教育・保育の無償化について(資料5) P11～12</p> <p>令和元年10月1日より、3歳～5歳までの幼稚園・保育所・認定こども園を利用する子どもの利用料が無償化される。消費税増税による増収分の一部を使用して更なる社会保障に充てるといった国の施策である。当施策については主に3つの事業から成り立っている。</p> <p>【子どものための教育・保育給付】</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園の保育料の無償化である。通園送迎費・食材費・行事費等は従来通り保護者負担である。宍粟市では副食代として月4,500円の給食費と、公立保育所では主食代として月500円の計5,000円を保護者が負担している。本来であればこの給食費を除いた保育料が無償化されることになるが、宍粟市では子育てしやすい町づくりを推進しているため、この給食費5,000円について保護者負担の給食費をいくりにするか検討している。検討の中身としては約半額を一般財源で助成することを考えている。今後9月議会にあげ、承認されれば実施されるものである。</p> <p>幼児教育保育の無償化の対象となる児童数は、3歳～5歳児約560人の見込みであり、その保育料である年間1億3千万円が給食費分を除いて無償化され</p>

	<p>ることとなる。この費用について、私立の保育所・こども園の運営経費は国2分の1、県4分の1の負担であり、約1億の歳入増を見込んでいる。ただし、残りの3千万、内訳としては私立の4分の1・公立の10分の10、が無償化における市の負担額として見込んでいる。この負担額については、地方交付税の算定額に計上し、地方消費税の増収額として市におりてくる分を割り当て、市が負担することなく国が負担することになっている。地方消費税の増収分及び地方交付税は幼児教育保育に特化した財源ではないが、宍粟市の様々な施策に使える一般税源であり、新たな子育て支援ということでこの部分については市民の理解を得ながら支援していく必要がある。</p> <p>【子育てのための施設等利用給付】 この事業が今回新たに始まる事業である。無償化対象児は保育の必要性の認定が必要である。</p> <p>(幼稚園の預かり保育を利用する子供たち) 対象児は幼稚園・こども園で1号認定により預かり保育を利用する児童である。対象児は60人を見込んでいる。</p> <p>(認可外保育施設等を利用する子供たち) 認可外保育施設では、宍粟市内の認可外保育所2ヶ所(宍粟総合病院内保育所・ヤクルトの託児所)及び市外の認可外保育所で、計約10人の利用を見込んでいる。一時預かり保育事業では、幼稚園・保育所・こども園に在籍していない在宅児童5人の利用を見込んでいる。病児・病後児保育事業では8人の利用、ファミリー・サポート・センター事業では4人の利用を見込んでいる。ただし、ファミリー・サポート・センター事業は預かりが対象となり、送迎のみは対象外である。</p> <p>【就学前障害児の発達支援】 30人を見込んでいる。</p> <p>3つの事業の合計で120人の利用、10月～令和2年3月末の半年で約840万円の総事業費を見込み、歳入として国2分の1、県4分の1を見込んでいる。必要予算について9月議会に補正予算として計上させていただく。現在当事業を進めるために必要な準備を進めているところであり、準備が整い次第対象家庭等に手続等について周知し、無償化の恩恵から誰も漏れることのないようにしていく。</p> <p>議長 報告について、質問等あればお願いしたい。</p> <p>委員 3歳児で1号認定により認定こども園に通園している児童の利用料は無償化されるが、順番待ちにより園に入れていない児童は無償化で預けられないのか。</p> <p>事務局 令和元年度に3歳になる児童のうち約20人の在宅児童であるが、その児童が一時預かりを利用する場合は、その分は無償化対象になる。</p>
--	--

議長	他に質問等あればお願いしたい。 質問等ないようであれば、以上で、本日の議題と報告事項は全て終了とする。
委員	6. 閉会 《副会長挨拶》

* 発言者の表記は、「議長」、「委員」、「事務局」とする。